

新潟県林業関係補助金交付要綱

新潟県林業関係補助金交付要綱

(趣 旨)

第1 知事は、林業の振興を図るため、市町村又は知事が適当と認めるものが行う別表に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則(昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第2 この補助金は、別表の基準により交付するものとする。

(交付の条件)

第3 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更(第6に定める軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更(第6に定める軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業を行うため締結する契約は、競争入札の方法により行わなければならないこと。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項に掲げる場合は、随意契約によることができること。この場合、同条同項第1号の規定にある「普通地方公共団体が定める額」とは、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第72条各号に定める額とすること。
- (6) 民間事業者である補助事業者は、補助事業を遂行するため請負契約をする場合において、競争入札等に参加しようとする者に対し、農林水産省の機関又は地方公共団体から指名停止の措置を受けていない旨の申立書の提出を受けなければならないこと。
- (7) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) この補助金の交付の目的を達することができなくなったときは、県は、補助金の全部又は一部の返還を請求することができること。

- (11) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- (12) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業終了の翌年から起算して5か年間保管しておかななければならないこと。
- (13) この補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (14) 事業主体が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
 - エ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ク その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（交付申請書）

第4 規則第3条第1項の規定による申請書は、申請書様式の第1号様式のとおりとし、正副2部を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

ただし、次に掲げる事業については、附表により定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) B-1 民有林造林事業（森林環境保全整備事業、農山漁村地域整備交付金）
- (2) B-2 民有林生産拡大促進事業
- (3) B-3 ふるさとを育む森林づくり事業
- (4) H-3 国庫補助森林病虫害等対策事業
（森林環境保全整備事業、農山漁村地域整備交付金）

- (5) H-4 樹種転換緊急促進対策事業

なお、交付決定の変更を申請しようとする場合は、申請書様式の第1号様式の4によるものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除でき

る部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業主体については、この限りでない。

3 規則第 3 条第 2 項の規定による添付書類は、別表のとおりとする。

（変更の承認申請）

第 5 第 3 の(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、申請書様式の第 2 号様式による事業計画変更承認申請書及び添付書類正副 2 部を知事に提出しなければならない。

（軽微な変更の範囲）

第 6 第 3 の(1)又は(2)に規定する軽微な変更は、別表に掲げる重要な変更以外の変更とする。

（高率補助適用申請）

第 7 林道施設災害復旧事業又は林道施設災害関連事業で、別表の定めるところにより高率の補助金の交付を受けようとするときは、申請書様式の第 3 号様式による高率補助適用申請書正副 2 部を災害の発生した年の翌年の 1 月 10 日までに知事に提出するものとする。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第 8 第 3 の(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、申請書様式の第 4 号様式による事業中止（廃止）承認申請書正副 2 部を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の 15 日前までに知事に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第 9 第 3 の(4)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び遂行状況を記載した書類正副 2 部を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第 10 規則第 7 条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して 30 日を経過した日とする。

ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

（状況報告）

第 11 規則第 10 条の規定による報告は、申請書様式の第 5 号様式による状況報告書を作成し、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

ただし、第 13 の規定により概算払いの請求を行うものは、概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

（実績報告書）

第 12 規則第 12 条の規定による実績報告書は、申請書様式の第 6 号様式のとおりとし、その提出部数は、正副 2 部とする。

- 2 前項の実績報告書の添付書類は、別表のとおりとする。
- 3 第1項の実績報告書の提出時期は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付のあった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までとする。
ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。
- 4 第4第2項ただし書により交付の申請を行い、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 5 前項による報告は、申請書様式の第7号様式により第1項の実績報告を提出した年度の6月15日までにを行うものとする。ただし、当該補助金にかかる消費税仕入控除税額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

（概算払）

第13 概算払いによる補助金の交付を受けようとするものは、申請書様式の第8号様式による概算払請求書正副2部を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、概算払いの請求があったときは内容を審査し、適当と認めるときは、概算払いすることができる。

（取得財産の処分の制限）

第14 規則第19条第4号に規定する知事が定める財産は、別表に掲げる事業により取得した価格が1件50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

（書類の経由）

第15 この要綱の規定により知事に提出する書類は、申請者（民有林造林事業にあっては、造林地）の住所又は所在地を管轄する地域振興局長若しくは新潟地域振興局津川地区振興事務所長を経由して提出しなければならない。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成20年7月28日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 3 月 1 日から施行し、平成 22 年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 5 月 2 日から施行し、平成 23 年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行し、平成 23 年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 19 日から施行し、平成 23 年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 5 月 17 日から施行し、平成 24 年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 10 月 19 日から施行し、平成 24 年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 3 月 22 日から施行し、平成 24 年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 5 月 20 日から施行し、平成 25 年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、平成 25 年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 5 月 27 日から施行し、平成 26 年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 2 月 27 日から施行し、平成 26 年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 20 日から施行し、平成 27 年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 7 月 15 日から施行し、平成 27 年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行し、平成 28 年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定

に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 6 月 20 日から施行し、平成 29 年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 5 月 2 日から施行し、平成 30 年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 23 日から施行し、令和 2 年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行し、令和 2 年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 2 日から施行し、令和 2 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月20日から施行する。ただし、第1号様式の2の改正及び別記（民有林造林事業等）委任状の改正は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月26日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和4年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行し、令和4年8月3日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月22日から施行する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月2日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月12日から施行する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月23日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月17日から施行する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月15日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年3月13日から施行する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。